

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書		第 号
① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
③ 上記の者は、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から令和 年 月 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 項第 4 号（裏面 2 (5)を参照してください。）、第 5 号（裏面 2 (6)を参照してください。）、第 6 号、第 7 号、第 10 号、第 11 号、第 13 号又は第 14 号に掲げる国内源泉所得で上記の者の恒久的施設に帰せられるものについては、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。 令和 年 月 日 財務事務官 税務署長 ㊟		

(裏面)

注 意 事 項
1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。 (1) この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する対象国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。 (2) 証明書の有効期間中に恒久的施設を有しないこととなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。 この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。 (3) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。 (4) この証明書を対象国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その対象国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。 (5) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。 (1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。 (2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う対象国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。 (3) この証明書は、次の場合に効力を失います。 ① 有効期限を経過したとき ② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき (4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。 (5) 所得税法第 161 条第 1 項第 4 号に掲げる国内源泉所得にあつては、同号に規定する事業に係る恒久的施設以外の恒久的施設に帰せられるものに限ります。 (6) 所得税法第 161 条第 1 項第 5 号に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。